

建築基準法第 5 1 条の規定に基づく
「その他政令で定める処理施設」の用途に供する建築物の許可

＜内 容＞

- 1 申請者住所氏名 福井県越前市家久町第 2 号 45 番地の 1
株式会社 武生環境保全
代表取締役 谷崎 晃
- 2 敷地の位置 福井県越前市北府 1 丁目 101 字北向地 17 番
- 3 敷地面積 1,115.46 m²
- 4 用途 その他政令で定める処理施設（産業廃棄物処理施設）
- 5 処理施設の概要 焼却炉 : 1 基
保管施設、燃え殻保管庫 計 568.99 m²
- 6 処理物および処理量

処理物	処理量	
燃え殻	29.9 t / 日	1.247 t / 時間 (24 時間)
汚泥	26.6 t / 日	1.108 t / 時間 (24 時間)
廃油	30.9 t / 日	1.288 t / 時間 (24 時間)
廃酸	24.1 t / 日	1.003 t / 時間 (24 時間)
廃アルカリ	24.1 t / 日	1.003 t / 時間 (24 時間)
廃プラスチック類	18.6 t / 日	0.777 t / 時間 (24 時間)
紙くず	41.0 t / 日	1.708 t / 時間 (24 時間)
木くず	41.0 t / 日	1.708 t / 時間 (24 時間)
繊維くず	36.7 t / 日	1.529 t / 時間 (24 時間)
動物性残さ	32.4 t / 日	1.352 t / 時間 (24 時間)
ゴムくず	13.5 t / 日	0.563 t / 時間 (24 時間)
金属くず	0.9 t / 日	0.040 t / 時間 (24 時間)
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶器くず	0.9 t / 日	0.040 t / 時間 (24 時間)
廃油（揮発性油類、灯油類および軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）	30.9 t / 日	1.288 t / 時間 (24 時間)
感染性産業廃棄物	24.5 t / 日	1.021 t / 時間 (24 時間)
（混焼）	40.8 t / 日	1.700 t / 時間 (24 時間)

7 許可の判断基準

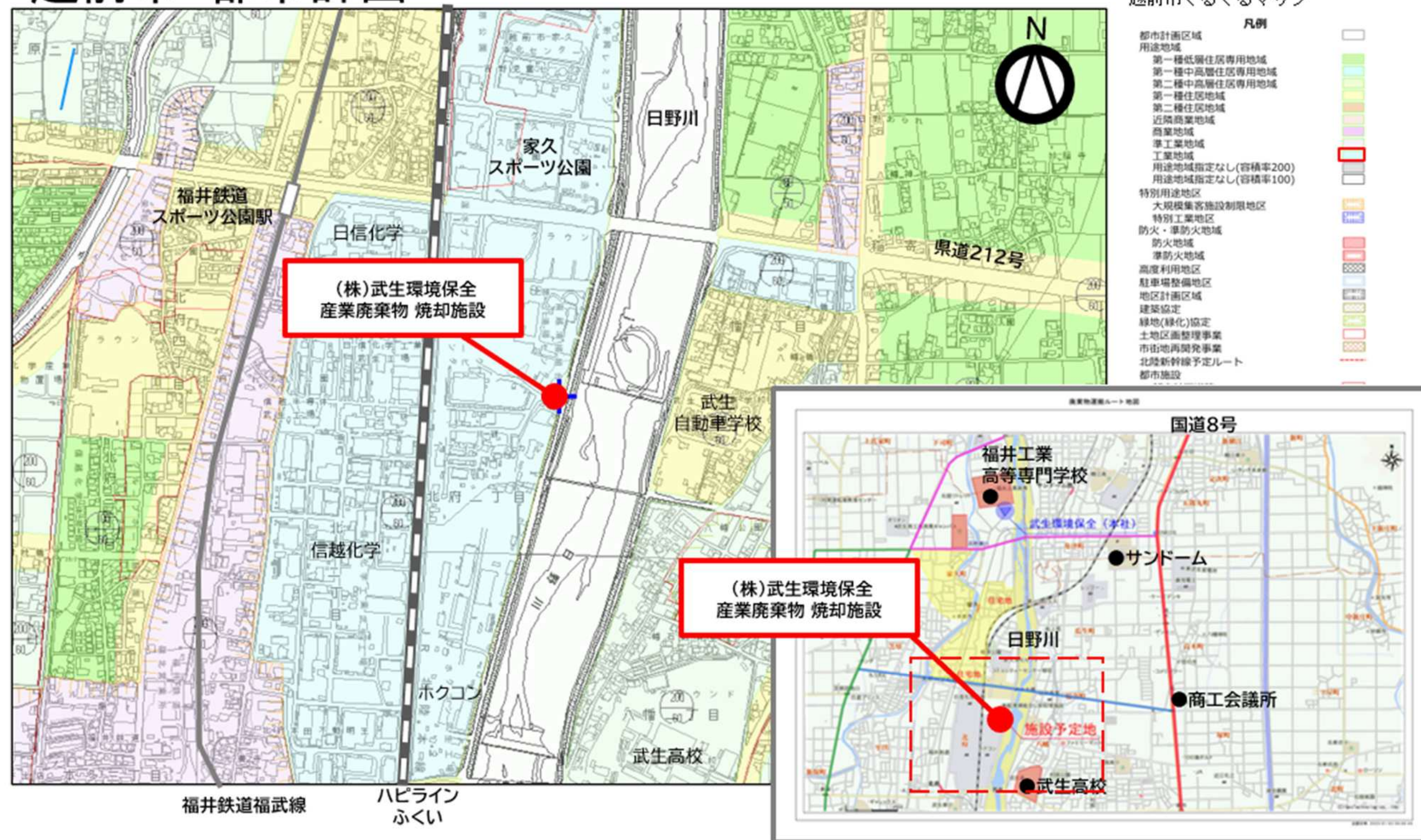
判断基準	判断結果
① 都市計画との整合性	・工業地域であり、都市計画法および関連規定について支障がない。
② 敷地の位置	・優良な自然環境を保全する必要がある区域（自然公園区域、風致地区、緑地保全地区等）にない。
	・建築基準法第 48 条の規定（用途地域の規制）に抵触しない。
	・周囲 100m以内に学校、病院はなく、再資源化施設の設置について周辺住民の同意を得ている。
③ 敷地の構造および搬入路等	・平坦な地形で地質的に安定し、まとまった空地が確保でき、排水が容易な土地である。
	・主搬入路として幅員 4m以上の道路に接道しており、周辺交通を著しく阻害することはない。
④ 他法令等との整合	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守見込みであり、廃棄物処理施設生活環境影響調査により、騒音、振動、大気質の項目が基準値内である。

<理 由>

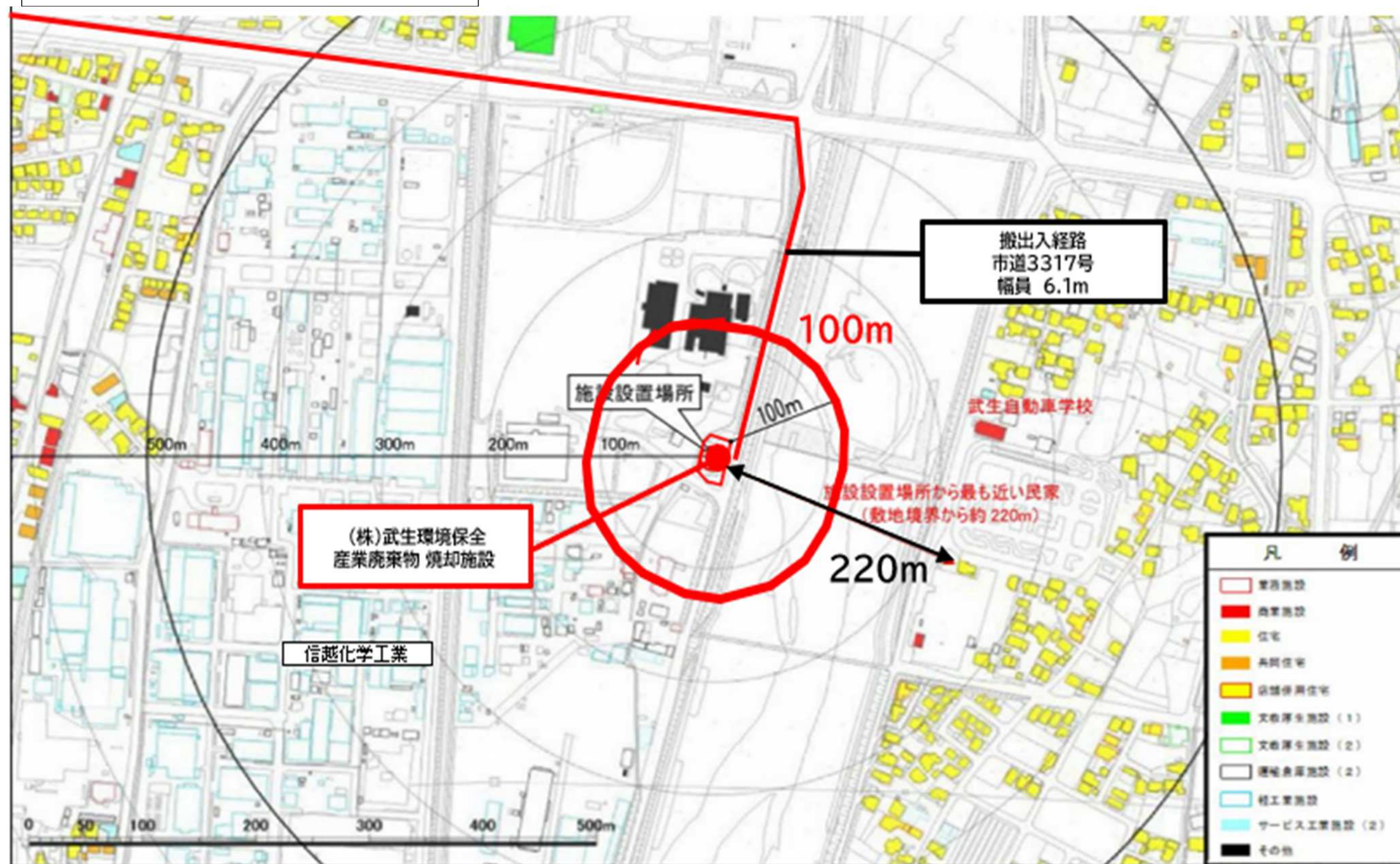
本申請に係る処理施設の敷地は、工業地域に位置し、用途地域の規制に抵触しないなど、都市計画上支障がないと認められるため、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき許可したいので付議する。

建築基準法第51条の規定に基づく「その他政令で定める
処理施設」の用途に供する建築物 【位置図】

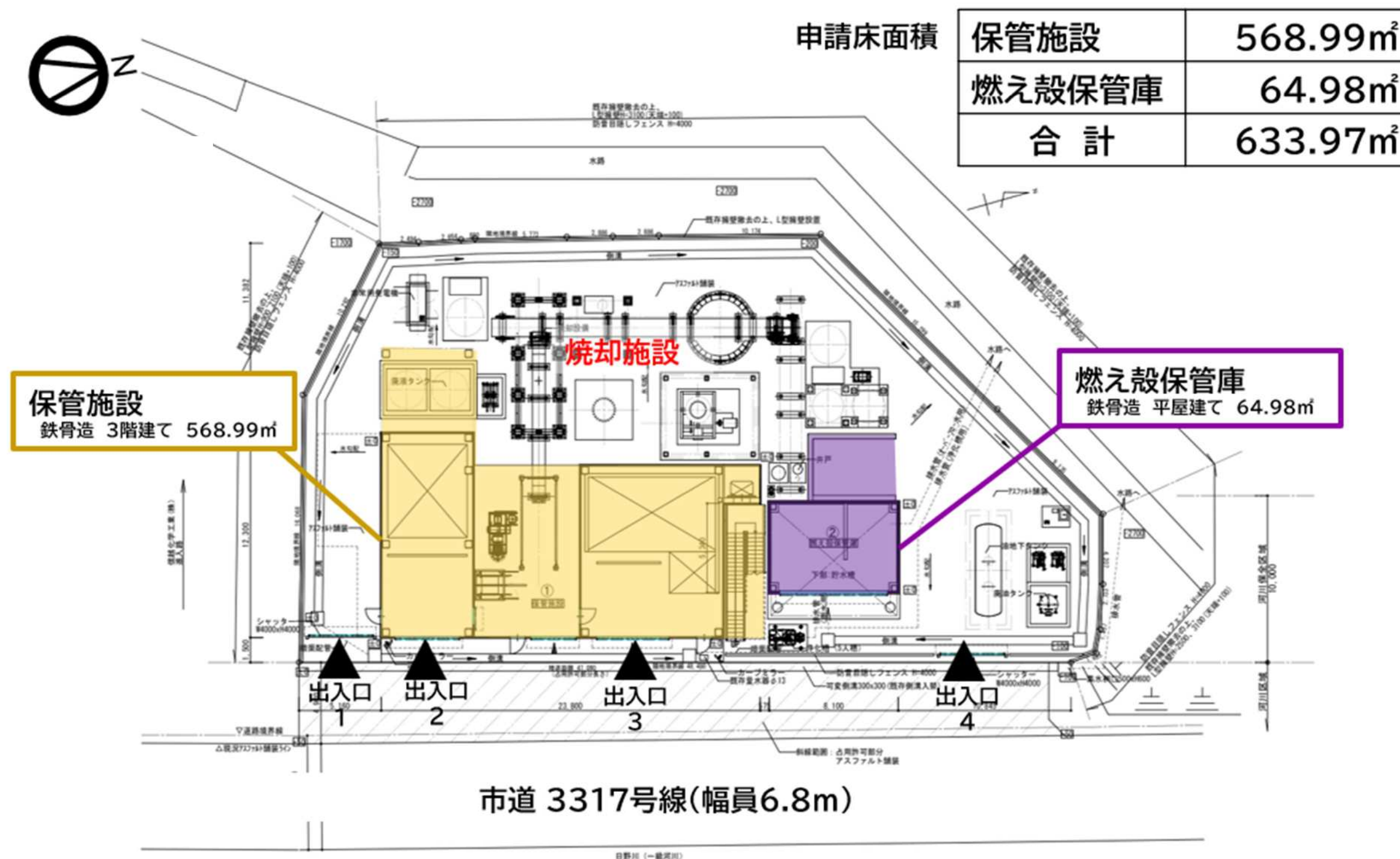
越前市 都市計画



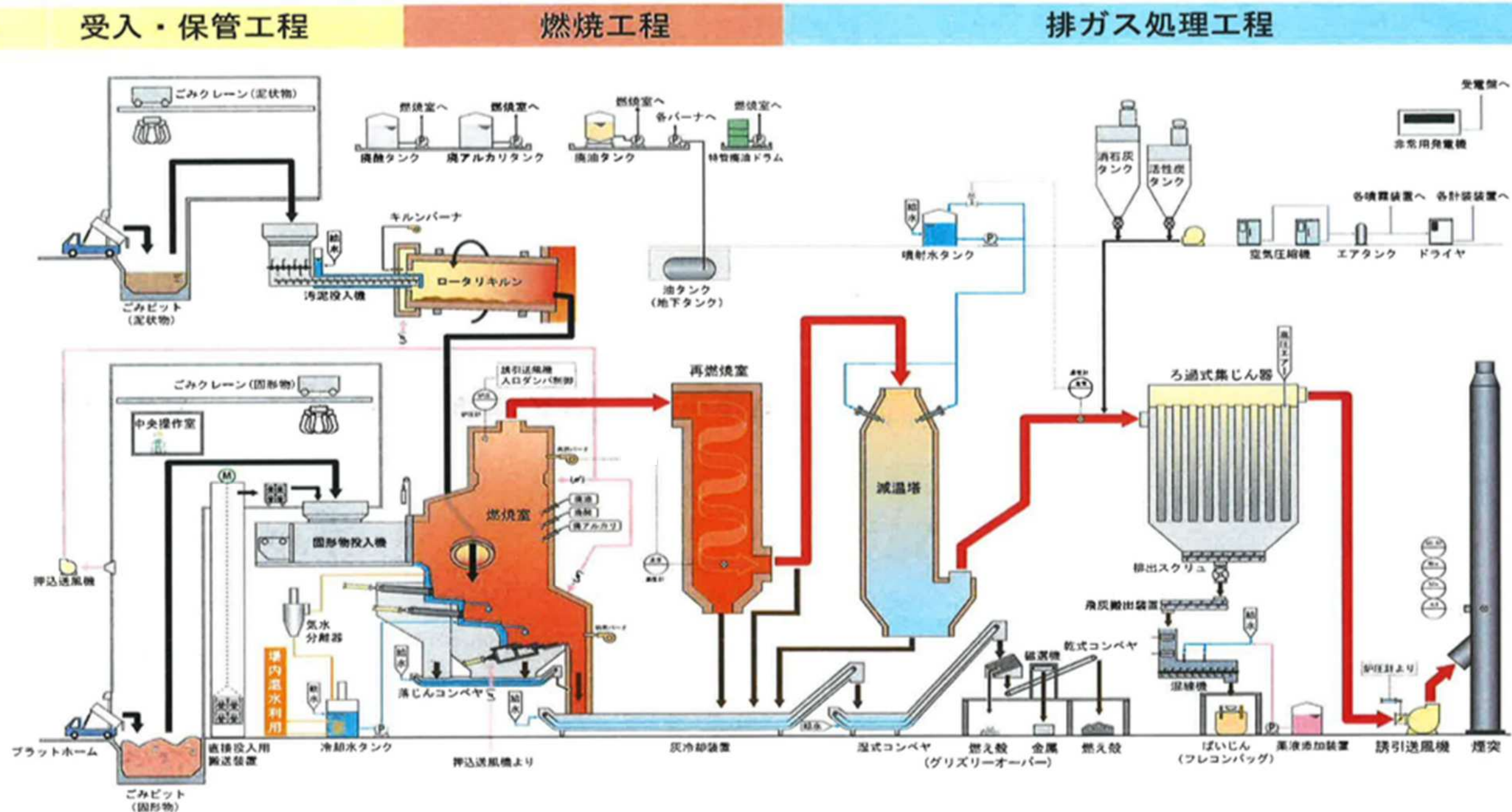
建築基準法第51条の規定に基づく「その他政令で定める
処理施設」の用途に供する建築物 【付近見取図】



建築基準法第51条の規定に基づく「その他政令で定める
処理施設」の用途に供する建築物 【配置図】



建築基準法第 51 条の規定に基づく「その他政令で定める
処理施設」の用途に供する建築物 【処理工程図】



建築基準法第51条の規定に基づく「その他政令で定める
処理施設」の用途に供する建築物 【処理工程図】

